CW 法に係る木材関連事業者登録の推進セミナー・個別相談会

2026 合法木材供給事業者研修会（復命書）

1．目　的　：　違法伐採問題と「認定事業者の役割」の重要性を認識し、認定事業者における「分別管理」、「文書管理」等の手続きを的確に行うために必要な知識を習得する。
令和７年４月１日から改正「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行され、一部事業者には法的な義務が課された。
このため、制度発足 21 年目となる本年度は、更なる「信頼性」と「透明性」の確保に向け、認定事業者の自覚と責務に基づく供給者側の「責任体制の確立」を目指す。

2．日程・会場　：

開　催　日	会　　場
令和８年 ９月 30 日（水）14：00～16：00	**【西部】**浜松市総合産業展示館 北館３階 7・8 会議室 （浜松市中央区流通元町 20-2）
10 月　6 日（火）14：00～16：00	**【東部】**プラサ・ヴェルデ　４階　402 会議室 （沼津市大手町 1-1-4）
10 月　9 日（金）14：00～16：00	**【中部】**県静岡総合庁舎　本館７階　第８会議室 （静岡市駿河区有明町 2-20）

3．参加者　：　**合計 114 名**（別添**「受講者名簿」**を参照。）

会場	参加者	内　　訳
西部	29 名	認定事業者 25 名（県森連系 3、県木連系 22） 事務局４名（行政 1、県森連 1、県木連 2）
東部	42 名	認定事業者 36 名(県森連系 5、県木連系 31） 事務局４名（行政 1、県森連 1、県木連２）
中部	43 名	認定事業者 37 名(県森連系 2、県木連系 35） 事務局６名（行政 2、県森連 1、県木連２、組合事務局 1）

4．内　容　：　司会／静岡県森林組合連合会　指導･購買課
東部･中部：赤羽洋 係長、西部：藤浦実玲 購買担当

●主催者挨拶：**静岡県木材協同組合連合会　藪崎公一郎　専務理事**　（14：00～14：05）

日頃の合法木材制度、県産材証明制度運用の協力に対する御礼を述べた。

近年、脱炭素化社会に向けた様々な取り組みが始まっている中で、合法木材を利用・連鎖させていくことについては、非常に重要なことである。

本研修会では、昨年４月に改正されたクリーンウッド法の内容や、合法木材供給事業者認定制度との違いを重点的に、制度の基本的な部分も含めてご説明し、理解を深めていただきたいと思う。

●講　座　1　：　**「静岡県産材証明制度について」**（14：05～14：25）

・説明／静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課
西部･東部：藤田愛矢 技師、中部：高橋絵未 技師

県産材証明制度の概要について説明した後、販売管理票のながれについて「県内および県外で加工・製造した加工品」を例に挙げて説明された。また、県外に委託加工等を行う場合は、事前に静岡県木連会長の認定を受ける必要があることが説明された。

次に、県において、前年度に竣工した公共工事の中から対象を抽出し実施された「定期検査」において散見した、販売管理票の記載誤りについて紹介され、適切な運用が呼びかけられた。

最後に、令和５年４月１日以降に発行した販売管理票の保管期間が５年間となったこと等適正運用が要請された。

●講　座　2　：　**「合法木材供給事業者認定制度の運用について」**　（14：25～15：00）

・説明／静岡県木材協同組合連合会
西部･東部：新木信吾 業務課長、中部：望月順美 業務主事

初めに、合法木材供給事業者の制度が、「グリーン購入法」に対応するための証明制度であることを説明するとともに、合法証明の「証明書の発行形式」と「証明書の記載必須事項」について併せて説明した。

続いて、本年度も実施した 12 社の現場調査結果について報告した。「分別管理」については、「木材置き場の表示看板」の設置等をして、合法木材とそれ以外のものが混在しないための工夫等をすること、「書類管理」については、5年の保管が必要であることを説明した。

また、合法証明の連鎖が途中で途切れてしまい、発注者に合法木材であることが証明できないケースもあることから、合法証明がついている木材を仕入れた時は、合法証明を発行し、証明を連鎖していくことの重要性を説明した。

最後に、Q&A で基本的な運用等について再確認した後、「分別管理」と「書類の管理」を的確に運用するとともに、事業者研修会等で制度の理解を深めるための情報収集をするよう伝えた。

●講　座　3　：　**「クリーンウッド法の改正について」**（15：00～15：30）

・説明／静岡県木材協同組合連合会　藪崎公一郎　専務理事

初めにクリーンウッド法の経緯や、対象となる木材、改正 CW 法の概要について説明した。

次に、どのような事業者・業務内容が、「素材生産販売事業者」、「第１種木材関連事業者」、「第２種木材関連事業者」に該当するかを説明し、素材生産販売事業者は「求めに応じた情報提供」、第１種事業者は「原材料の収集・合法性の確認」、「記録の作成・保存」、「情報の伝達」に関し義務化されるとともに、第２種が努力義務化されたことを説明した。

特に、第１種が伝達することが義務付けられている「合法性確認木材等であるか否かの情報」について、合法性が確認できない場合も、その旨を明記して伝達することが必須であること及び、原材料情報が収集できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要であると説明した。

また、製材事業・チップ製造事業者等においては、原木の調達方法により、第１種になったり、第２種になったりすることがあるので、義務違反とならないように、第１種の対応で次の事業者へ繋ぐことが推奨された。

最後に、情報伝達について、「合法証明」と「CW に基づく伝達事項」を併記する必要がある場合について、記載例を紹介した。

５．ｱﾝｹｰﾄ　：　（西部）回収数　21 名（対象　25 名、回収率　84.0%）
（中部）回収数　34 名（対象　38 名、回収率　89.4%）
（東部）回収数　36 名（対象　36 名、回収率　100%）
（合計）　91 名（対象　99 名、回収率　91.9%）

9/30　西部会場





10/6　東部会場





10/9　中部会場



